

ソビエト国際法学者の肖像：93・94年のモスクワ取材から

岩下, 明裕
山口女子大学国際文化学部助教授

<https://doi.org/10.15017/16345>

出版情報：政治研究. 42, pp.39-69, 1995-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

研究ノート

ソビエト国際法学者の肖像

— 九三・九四年のモスクワ取材から —

岩 下 明 裕

はじめに — 取材の目的 —

- 一 「平和共存の旗手」——ザドロージヌイの「素顔」
 - 二 「ブレジネフ・ドクトリン」再考 ——ウセンコの「弁明」
 - 三 連邦制下の「民族主権」——トウズムハメードフの「真意」
 - 四 「異端」の実像 ——ブリシチエンコの「孤立」
 - 五 「組織者」の横顔 ——ヴェレシチエンコの「役割」
- おわりに ——取材の射程——

はじめに ——取材の目的——

一九九一年のソ連邦崩壊は多くの人々に驚愕を与えた。社会主義の機能不全は専門家にとっても早くから自明であった

とはいえ、「ソビエト国家」はそれなりに堅固で半永続的に存在すると想定されていた。その体制が、かかる瞬時のうちに国家の解体を伴って崩壊するという事態は、多くの人々の予想の域を越えるものであった。⁽¹⁾「ソビエト国家」の七四年（連邦結成からみれば六九年）が現代史に与えた影響の大きさをみれば、たとえその体制が崩壊したからといって、その研究を進める意義が失われるものではない。むしろ、逆にそれが歴史的存在になったからこそ、「イデオロギーの呪縛」からも解放され、客観的な分析をなしうる条件が初めて現れたとみなせ得る。従って、これまで冷静に評価することの難しかった対象に対し、真に学術的な分析を試みることに可能となったとさえいえよう。

従来、ソ連に対する諸研究が課せられてきた制約は、主としてその「ソビエト体制」の閉鎖性に起因していた。ソ連崩壊以後、研究者は基本的にこのような制約から解放されることになった。利用が制限されていた多くの文書館が開放され、ある種の開示請求に関して頑なに拒否を続けてきたレーニン図書館（現ロシア国立図書館）なども（技術的・金銭的問題を除けば）ほぼ無条件に文献の閲覧・複写を認めるようにな

つた。⁽²⁾

体制崩壊以後に現れた新たな研究の諸条件は、必ずしも公的制度的利用という範疇に限るものではない。国内移動が基本的に自由化され、人との接近が自由になり、これまで入りこむ余地が多くなかった大学・研究施設へのアクセスが可能となった。さらに「思想や表現の自由」が保障された現在、これまで「イソップの言葉」で書かれてきた文献や論争の「真意」を当事者たちに直接、聞き取り及びアンケートによつて調査することも容易になった。かかる研究条件の変化を前提として、これまで国家主権をめぐる国際法学者たちの議論を紙の上で跡づけてきた筆者も、現地で行えるかぎり当時者たちに面談して、調査を行うことを思いつた。

最初に今回の調査の目的について整理しておきたい。今回の調査の狙いは通常のアンケート調査や聞き取りと異なり、あくまでも筆者が紙の上の分析から得てきた個々の論争に対する分析結果を現地での取材により検証してみることにあつた。さらに、取材を通じて紙の上だけでは知ることのできない彼らの実像を探り出し、筆者がこれまで描いてきたソビエト国際法学界の全体像に対する「矯正」を行うことも目的に

してきた。従つて、国際法学者の主張を定量的に分析することなど到底念頭におかれるものではなく、ソビエト国際法学をリードした鍵となる重要人物を出来る限り追ひかけ、率直に質問を投げかけ、彼らなりの総括と格闘の様子を引き出すことができれば、この取材は成功だと考えていた。

ここで筆者が文書で用意した共通の質問項目を上げ、その意図を説明しておきたい。

質問項目（概要）

- 1 姓、名前、父称
- 2 生年月日、出生地
- 3 研究歴
- 4 あなたは、かつて共産党員でしたか。
- 5 あなたが最も高く評価する同僚は誰ですか。また、その理由は？

6 四〇年代後半、ヴィシンスキー (A. И. Вышинский) とその同調者が国際法学における真理を独占しており、「主権」概念の欠点を理由にレーヴィン (И. И. Левин) に対する批判を組織しました。この厳しい批判は当時の「反ユダヤ知

識人カンパニア（コスモポリタニズムとの闘争）の一環だと思われます。

さらに、五二年には『ボリシェヴィーク』誌によるコロロヴィン（Е.А. Корovin）を始めとする『国際法』教科書の執筆者たちに対する糾弾が行われ、特にザドロージヌイ（П. Задорожний）の「戦争可避」論は厳しく攻撃されました。⁽³⁾

あなたは、この一連の論議における学術的性格と政治の影響をどのように理解されますか。というのも、スターリンとヴィシンスキーの死後、雰囲気が全く変わった後も、この主題に関する論議は続いたからです。

7 五三年から五六年の誌上分析によれば、当時かなりの「自由」が感じられます。国際法、主権、特に平和共存の諸問題が積極的に討議されました。しかし、五六年のハンガリー侵攻以降、議論の「同質化」が起こります。⁽⁴⁾

誰のイニシャティヴにより、議論は終結させられましたか。

ここで起こったことを詳しく話してもらえませんか。

8 ソビエト国際法協会創設の経過を話して下さい。

誰のイニシャティヴにより、この組織は創設されましたか。

9 六八年以来、西側の学者たちは、いわゆる「制限主権論」について論議を行っています。この概念は「ブレジネフ・ドクトリン」とも言われていますが、フルシチョフの時期（五六年のハンガリー侵攻）に作られ用いられてきたのだと思います。このドクトリンは「社会主義的国際主義」とも呼ばれてきました。⁽⁵⁾

当時のこれに関する論議をどう回顧されますか。また現在、この問題をどう思われますか。

10 ゴルバチョフの下「新しい思考」のおかげで国際法学の雰囲気は根本的に変わりました。⁽⁶⁾ この変化の本質をどのように考えますか。また、それに対してあなたはどのような態度を取りましたか。

11 ゴルバチョフ登場まで「国家主権の尊重」なる原則は不可侵のものでした。八七年以降、状況がかわり、この原則に対する見直しが進んでいます。⁽⁷⁾ その理由は何ですか。

12 国際法学者として、旧ソ連における流血の事態を抑えるために、どのような方策が必要だとみなしますか。

13 現在、どのような問題に取り組んでいますか。

特に説明が必要なのは、6以下11までであろう、項目6に
関していえば、筆者は九〇年の旧稿「戦後ソ連の国家主権論
争」で、冷戦の深化とともに始まる国際法上の主権をめぐる
「論争」がソビエト国際法学界における「国家主権」概念の
確立を導いたと考え、これを「第一次国家主権論争」と整理
した。だが、このスターリン晩年の時代が、少なくとも三〇
年代半ば以降の「大テロル」につぐソビエト政治史上最も厳
しい時期の一つであるということは、ソ連史研究者の間では、
いわば「常識」であり、さらに三〇年代の「大テロル」の主
役の一人であるヴィシンスキーがこの「論争」を組織した以
上、これが単なる「学術論争」であるはずもなく、一種の「政
治的カンパニア」の性格を帯びていたことに疑いはない。従っ
て、筆者はこの「論争」の近くにいた人々から、直接、話を
聞いてみたいと考えたのである。

項目7を設定した理由は、旧稿「戦後ソビエト対外政策の
一展開」で分析した、「雪解け」期の「平和共存」論をめぐる
多様な論議の実相を知りたかったからである。今から振り返

れば、この問いは、もう少し「平和共存」の問題に絞って詳
しく立てられるべきであった。

項目9は前二稿で繰り返し筆者が批判してきた、分析用語
としての「ブレジネフ・ドクトリン」制限主権論」の問題性
を確認するための作業である。従って、これは質問全体のな
かであり重点をおいた項目ではないが、この定式が現在の
ロシア外交を「分析する」際でさえ、しばしば援用されるの
をみる昨今、今一度確認することも無意味ではないと考えた。
結論からいえば、予想通り、前二稿で筆者が行った分析を基
本的に覆すような反応は皆無であったといえる。「ブレジネ
フ・ドクトリン」制限主権論」なる定式を持ち出すこと自体、
学術上、無意味だという回答も得たが、現在のロシア外交の
客観的な分析を試みるものは肝に命じておく言であらう。

項目10・11に対する多くの説明は不要と思われる。旧稿「ゴ
ルバチョフ時代の国家主権論争」で主張したように、紙の上
でみるかぎり学界の「転換」は八七年を境に起こっている。
学界内「異論派」の存在はある程度、つかまえてはいたが、
それにしても「一夜」にしてあれだけの変化が生まれるとも
思えない。この項目の意図は、紙の上で現れない「転換」の

実像を聞きだし、「体制エリート」たる彼らの一人一人がペレストロイカをどのように受けとめ、具体的にどのように関わってきたのかを聞きだそうというものであった。

一 「平和共存の旗手」 ―ザドロージヌイの「素顔」

取材は、一九九三年七月三日から八月三日と九四年八月三日から九月二三日の二度にわたるモスクワ滞在中に行われたが、特に第一回目の取材は事前の手がかりもほとんどない状態から出発せざるをえず、いわば現地での「飛び込み」と「つて探し」が最初の仕事となった。

筆者は二度とも外務省管轄のモスクワ国際関係大学ロシア・センターの手配により、さしあたりの所在を確保したが、最初の現地取材で大きな契機となったのは九三年七月八日、科学アカデミー国家と法研究所の入り口で偶然、ヴィノグラードフ (G.B. Vinogradov) と遭遇したことであった。そして、彼とこの研究所を最初の手がかりとして糸をたぐり、一人でも多くの学者たちの安否、連絡先を聞き出すため、電話をかけまくる作業が日課となった。その結果、滞在中、次の

ような取材が実現した。

(聞き取り…直接回答)

九三年七月一二日 シンカレツカヤ

(場 所)

(Г.Г. Шинкаревский)

国家と法研究所

ボルドウノフ (B.I. Борунов)

モスクワ国際法独立研究所

一六日 プリシチエンコ (И.П. Бищенко)

モスクワ国際関係大学

一九日 ヴィノグラードフ

(С.В. Виноградов)

国家と法研究所

二二日 ショスタコフ (Л.Н. Шестаков)

モスクワ大学

二二日 ザドロージヌイ (Г.П. Задорожный)

モスクワ国際関係大学

二六日 ルカシュウク (И.И. Лукашук)

自宅

二七日 ヴェレシチェン

(B.C. Верегин)

国家と法研究所

二八日 コーロソフ (Ю.М. Колосов)

モスクワ国際関係大学

九四年九月 九日

サボシコフ (П.В. Савасков)

モスクワ国際関係大学

一五日 トウズムハメードフ

(Р.А. Тузмухамедов)

国家と法研究所

二〇日 シンカレツカヤ

国家と法研究所

二二日 ウセンコ (Е.Т. Усенко)

国家と法研究所

メリコフ (Г.М. Мерков)

モスクワ国立法学アカデミー

二二日 ウシャコフ (Н.А. Ушаков)

国家と法研究所

九三年九月一日付 ソコロフ (В.А. Соколов)

モスクワ国際関係大学教授

一〇日付 タララーエフ (А.Н. Тарасев)

モスクワ大学教授

(直接、取材したうち文書で回答を得たのは、上記二名の他にシンカレツカヤ、シヨスタコフ、コーロソフ、トウズムハメードフの四名。)

限られた滞在期間で、図書館通い、モスクワ国際関係大学での特別講義の合間をぬっての面談の申し入れ・アンケートの依頼は決して簡単なものではなかった。特に、九三年の調査は一部夏休みと重なったため効率的に進まなかった。とはいえ、このとき実現した特筆すべき取材は、国際関係大学のミュージアムにも写真が飾られているザドロージヌイに関するものである。ザドロージヌイ健在の情報は、大学在学中に彼の指導も受けたという知己ミグランニャン (А. Мигранин) の言から得ていたが、ヴィノグラードフに紹介されたトゥンキン (Г.И. Тункин) の弟子、シヨスタコフ (Л.Н. Шестаков) の手帳から連絡先を受け取ることとなった(最も

(アンケート… 間接回答)

そのとき彼はザドロージヌイが今もここにいるかどうかはわからないと断った。

ゲオルギー・ペトロヴィチ・ザドロージヌイ、一九二〇年生まれのウクラナイ人、五一年コロヴィンの監修で編まれた『国際法』教科書のなかで、いわゆる「戦争不可避論」の否定を打ち出し、五二年から五三年初頭にかけて、『ポリシェヴィーク』や当時外相に昇りつめていたヴィシンスキーにより厳しい非難を浴びた人物である。⁽⁸⁾

法学博士候補の若きザドロージヌイは当時、教科書のなかで次のように書いていた。

「資本主義が世界経済の唯一かつすべてを包含する体制でなくなり、社会主義陣営がますます結束して力をえている現在、戦争は資本主義によって引き起こされる宿命的で不可避な現象であることをやめた。今や戦争は未然に防ぐことが可能であるし、そうしなければならぬ。平和の守りにについているソ連とヨーロッパ・アジアの諸国は、世界全人口二二・五億のうちおよそ八億人を抱えている。戦争挑発者の犯罪的陰謀をくつがえす現実的な可能性は、ソ連を

筆頭とした平和支持者の運動が絶え間なく成長したことに依拠している」⁽⁹⁾

ヴィシンスキーはこれに対し、(資本主義陣営と社会主義陣営の間の)「闘争が戦争に帰着しないという保証はまったくない」と一蹴した。⁽¹⁰⁾

ヴィシンスキーがザドロージヌイの議論にここで焦点を当てたのには重大な理由があった。「資本主義が存在する限り、戦争が不可避である」という認識は、レーニンの帝国主義論以来、ソ連の対外関係を論じるうえで欠くことのない「説明原理」となり、「共産党(ボ)小教程」にも盛り込まれた形式であったが、この意味でザドロージヌイの議論はまさにこの不文律への挑戦であったからである。

しかしながら、ヴィシンスキーの憤慨とは裏腹に「戦争不可避」論への疑義はザドロージヌイの個人的挑戦にとどまるものとも思えない。事実、ヴィシンスキーらの批判はこのザドロージヌイの認識をドウルジェニフスキー(B.H. Dyprene-Bukharin)ら他の国際法学者たちにも共有されたものとして位置づけていたし、⁽¹¹⁾指導部のなかでもマレンコフが「戦争不可避」

論に対する疑念を表明していたことは有名な話である。⁽¹²⁾ またスターリン自身も五二年四月と一〇月に『プラウダ』紙上で「平和共存」の可能性について表明している。ザドロージヌイは五二年に提出した博士論文の要約のなかで、特にスターリンの四月の発言を援用することで「戦争不可避」の否定をアピールしていた。

ザドロージヌイは米英の一部指導者の「帝国主義的な策動」を非難し、彼らが、戦争の準備と宣伝に余念がないことを指摘する一方で、先の『国際法』教科書と同じように、今や強大となったソ連及び「民主主義陣営」の存在によって第三次世界大戦は阻止しうるとも結論づけている。「第三次世界大戦を不可避であるとみなしてはならない……現在の具体的歴史的状况において新しい戦争から世界を救うことは、ユートピアではなく、現実的な可能性をもつ」。⁽¹³⁾ 当時、外務省内で「平和共存」をめぐる議論が闘わされていたことを十分に裏付けるものといえよう。

だが残念ながら、筆者はこの点を取材で直接本人に、つきつめることに成功しなかった。ザドロージヌイ本人は、自分はスターリンもヴィンシンスキーもフルシチョフも全部知っ

ており、フルシチョフの「平和共存」は自分の立場を取り入れたと述べたにとどまった。

さて当日、正装で現れたザドロージヌイであったが、スターリン晩年から「戦争不可避」論の否定を掲げていた人物という「先入観」から筆者が想像した印象とは裏腹に、極めて頑固な性格であった。フルシチョフが彼の「平和共存」論を採用した話に及んだ際には、一瞬ゆるんだザドロージヌイの表情もハンガリー蜂起へのソ連軍侵攻の当否に触れたときには一変した。彼は五六年の当地の動きは「反革命」であり、アメリカも同種の行動をとってきたと明言し、戦前の日本の行動まで引き合いに出して筆者にたたみかけてきた。このときの彼の言葉の「厳しき」を筆者は今も忘れることはできない。帰国後、彼の論文を読みかえした筆者は、その「激しさ」を改めて納得することができた。六四年の著作のなかで、ソ連共産党第二回党大会と第二次スターリン批判の熱氣を後景に、スターリンの「個人崇拜」ヴィンシンスキーに対する批判を繰り返した彼は、もう一人の「平和共存の旗手」トゥンキンに対し、その「台意理論」がヴィンシンスキー流の「新理論」であり、「階級間の台意」を掲げた「人民軽視」の産物で

あると厳しく論難していた。⁽¹⁴⁾ 韓国の優れた研究者金容九は、このザドロローヌイの「合意理論」批判を、戦前からの重鎮コジェヴニコフ(Ф.И. Кожеников)も加えた国際関係大学「学派」の組織によるものと整理するが、⁽¹⁵⁾「人民の国際法主体性」を重視する点に関しては、ウシャコフ(Н.А. Ушаков)ら国家と法研究所に属する学者たちも一部共有され、一つの潮流として続くことになる。⁽¹⁶⁾

とはいえ、外務省の条約法部局の長に昇任した後、国際法に対して政治からの「客観性」を確立すべくソビエト国際法協会を組織したトゥンキンが掲げた「合意理論」が学界の主流を占め、ソ連外交の現場で「説明原理」として機能しはじめるにつれて、ザドロローヌイの議論は「政治的な」「非法学的な傾向」をもつものという評価も受けることになった。実際、ザドロローヌイによるトゥンキン批判のスタイルは、かつて、ヴィシンスキーらが彼に向けて組織した「カンパニア」の論調と通底するという印象が極めて強い。彼の「激しさ」を決して彼個人の性格に還元させることはできない。

二 「ブレジネフ・ドクトリン」再考—ウセンコの「弁明」

二回目の調査の最大の成果は何といっても、いわゆる「ブレジネフ・ドクトリン」の理論構成に一助を担ったウセンコ(Е.Т. Усенко)への取材が実現したことであつた。一回目の調査の際には、夏休みということに加え、高齢を理由に連絡先を聞き出せなかった彼との出会いは、後述するトウズムハメードフ(Р.А. Тухумбаев)への取材中の何気ない会話がきっかけとなつた。偶然にもその時間、国家と法研究所の隣の会議室で彼はウシャコフと打ち合わせの最中だったのである。

この偶然を喜び、彼との面談を、国家と法研究所でのラウンド・テーブルへの参加(九月二八日)にあわせて計画した筆者であつたが、事情により一週間帰国を早めざるをなり、彼への取材をほぼ断念しかけていた。だが、彼自ら日程を二日に変更するという労をとってくれたため、聞き取りは実現した。

エヴゲーニー・トロフィモヴィチ・ウセンコ、一九一八年にクリミアに生まれたウクライナ人、五四年に博士候補論文

「平和に向けたソ連の闘争の国際法原則」を書き、フルシチョフ時代に台頭してきた彼は社会主義国家関係の専門家として名を知られており、その「功績」を讃られてか、今なお国家と法研究所内に先達と並び勲章姿の写真が飾られている。

ウセンコは五六年のハンガリー蜂起以降、「平和共存が社会主義国家関係には適用されない」というフルシチョフのドクトリンを受けて、その国家関係を理論的に説明してきた人物である。

ウセンコの主張を一言で整理すれば、次のようになる。社会主義国家関係を規律するのは「社会主義的国際主義」であり、これは「国家主権の尊重」を始めとする「一般民主主義諸原則」と「同志的相互援助」などの（狭義の）「社会主義的国際主義の諸原則」を包含した「原理体系」を構成している。この場合、「一般民主主義諸原則」は、「国家主権の尊重」や「国内問題不干渉」の原則のように西側諸国との関係に用いられるものと名称は同じでも質的に異なるものである。これらの原則は、階級的観点から「深められている」。また、社会主義国家関係には「敵対的矛盾」が存在しないから、「平和共

存」や「不可侵」などの原則は適用されない⁽¹⁷⁾。

ウセンコの「社会主義的国際主義」論は、ハンガリー蜂起に対するソ連指導部の「危機」対応の過程を経て確立されたにもかかわらず、必ずしも「軍事介入」そのものを念頭においてつくられたものではなかった。ウセンコは主として、経済上の対外関係理論という想定で「社会主義的国際主義」を提起している。四九年から六〇年まで対外貿易省条約局長をつとめた彼が、六四年に博士号を取得した際の論文題目は「社会主義諸国家の経済的相互関係を規律する国際法の諸形態」であった⁽¹⁸⁾。

彼が長年に渡ってその法的な整備に尽力をつとめたる社会主義国家間の経済機構、セフ（コメコン）は、四九年の結成当初、マーシャルプランへの対抗措置の意味が強く、貿易取引の「二カ国間主義」という枠を越えるものではなかったが、六二年、フルシチョフ主導の下、「社会主義共同体」の社会主義的国際分業をおしすすめるための統合装置としての位置づけを与えられる⁽²⁰⁾。ウセンコは、このセフを「兄弟的友好」「緊密な協力」「同志的相互援助」という「社会主義的国際主義の（狭義の）諸原則」に立脚し、社会主義諸国の「共通の基礎」

を重視したものと位置づけ、このような統合を正当化した。

注目すべき点は、このセフに参加する諸国間に「社会主義的国際主義の諸原則」とともに「国家主権の尊重」を始めとする「一般民主主義諸原則」も適用されたことである。ウセシコはセフの憲章を取り上げながら、次のように整理している。セフの最高決定機関は参加国の代表団から構成された総会であるが、その下に置かれている加盟国代表者会議（六二年以降は執行委員会）の構成が、全ての加盟国から一人とされているようにここでは「主権平等の原則」が貫かれている。加えて、そこでなされる決定は、利害関係を有する全ての加盟国の同意が必要とされており、「拒否権」が認められる組織構成がとられている。⁽²¹⁾すなわち、「一般民主主義諸原則」の最も重要な原則である「国家主権の尊重」はこのように社会主義国家関係においても適用可能なものとされていた。

他の社会主義陣営の国際機構にもこの種の理論は適用された。確かにワルシャワ条約機構は、その軍事的機能の重視から実際の指揮権を握る統一司令部の総指令官はソ連人によって占められることになったが、最高議決機関である政治諮問会議は「全会一致」原則を採用することで各国の「拒否権」

を表向き保証していた。さらに六九年の改組による国防相委員会と軍事評議会の設置はこのような方向を強めるものといえる。すなわち、前者によりソ連を含めた全ての加盟国の国防相は建て前上「平等」な地位を与えたのであり、後者に「勧告」的機能しか与えられなかったことは、加盟国の「拒否権」を高めることになった。これをもってソ連の將軍自らがワルシャワ条約機構における「完全な同権と兄弟的協力の原則」を言明したのである。⁽²²⁾

言うまでもなく、党による支配という社会主義国家の統治のあり方からみれば、現実にはセフのこれらの文言がどう機能したかに関しては個別的な検証が必要となろう。だが、これらの原則の存在が、現実に取り入れられた事実を看過することはできない。確かに、ウセシコの立論によればこれらの原則も「社会主義的国際主義の原理体系」の下、西側諸国に対する関係と同じように適用されないはずであるから、言葉の上の「美辞麗句」に過ぎないと一蹴することも可能であろう。とはいえ、少なくともルーマニアの事例に顕著のように東欧諸国がソ連邦の圧力に対抗するとき、セフ内でも、またワルシャワ条約機構内でも、この種の「一般民主主義諸原則」の

規定を援用し、自国の「主権の尊重」をソ連に対し要求してきたことを見逃すことはできない。⁽²³⁾かくて、ウセンコの「社会主義的国際主義」論はトウンキンを始めとする学界主流に受け入れられ、ソ連の対外政策の「説明原理」として機能することになった。確かに彼の立論は、社会主義国家間の日常的な関係の文脈を見る限り、スターリン時代から比べればはるかに「民主的な意義」を有していたとみなせよう。

だが、彼の「社会主義的国際主義」論は、ハンガリー蜂起に対する「軍事介入」を正当化したフルシチョフのドクトリンに即して整備された経緯も有していた。「社会主義的国際主義」論が「危機対応」における「説明原理」としての機能性を如何なく発揮したのは、六八年のワルシャワ条約機構軍のチェコ侵入後に表明されたブレジネフの声明においてである。⁽²⁴⁾ウセンコの立論がソ連によるチェコ事件に対する「軍事介入」を正当化する際に援用されたことを、筆者は以前「戦後ソビエト対外政策の一展開」で詳細に分析したが、このあたりの事情を直接聞き取ることで、これが筆者の取材における最大の目的であった。

これまで「社会主義的国際主義」論を主として「軍事介入」

の文脈において位置づけてきた筆者は、ウセンコに対し「気性」の激しい人物との予測を立てていた。だが、ザドロージヌイの面談の時と同様、またも「先入観」に裏切られることになる。細身のザドロージヌイと違い、恰幅のよいウセンコは、その重厚な存在感とともに、一言一言を熟考しながら静かに返答する、極めて真摯な性格を有していた。取材ではあたりさわりのない出身や研究経歴から自由に話してもらったが、質問項目9にさしかかったときには少しばかりの緊張を覚えた(項目9にウセンコの名前は載せていない)。しばしの沈黙の後、彼は静かに答えてくれた。

「私の『社会主義的国際主義』論は『統一』を要件とするのではなく、逆にその『統一』の基礎を導くものである。チェコのことを言えば、全くの予想外であり、最初の段階で我々の宣伝のなかにそれを『反革命』とするデマがあった。私は書かねばならなかった。今は実際にそんなものがなかったことを知っている。軍を送るいかなる国際法上の基礎もなかった。介入は両陣営の対立という戦略的観点から、行われたものである。私にはチェコにも友達がたくさんいる。

彼らは私に起ったことを話してくれた。私は彼らを信じる。チェコへの介入は、私の『社会主義的国際主義』に対する理解からいっても、厳しく非難されるべきことがらであった。

確かに彼は党中央委員会で働いていたわけではない。だが、ミコヤン (А.И. Микоян) と長年の昵懇であり、社会主義国家関係を扱う部局の長を歴任した彼の見解をまた党指導部が注目しないはずもない。彼の主観がどうあろうとも、彼の『業績』が政治の文脈の担わされてしまった客観的な役割までも免責することはできない。それにもかかわらず、チェコ事件を振り返り、当時の自分を率直に語る彼の姿勢は、他の多くの学者たちの「対応」をみた筆者の目に、極めて「誠実」なものと映った。かの「社会主義的国際主義」論の担い手という筆者が作り上げていた「先入観」からみれば、彼の実像ははるかに遠い。同じ国家と法研究所で副所長を務めるヴェレシチェチン (В.С. Верещагин) は筆者にこう述べた。ウセンコの論議がたとえ政治的に利用されたとしても、また彼が「過去の人物」となった今でさえも、我々の評価は変わら

ないと。国際関係大学国際法学部で主任を務めるコロソフ (Ю.М. Колосов) は「最も評価する同僚」の項目にこのウセンコの名を挙げている。

三 連邦制下の「民族主権」——トウズムハメードフの「真意」

二人の国際法学者への取材は、これまで紙の上での分析を通じて筆者が作り上げてきた個々の「像」を見直すよい機会を与えてくれた。だが同時に筆者は取材というこの方法がもつ「限界」を感じるようになった。

一回目の調査において、筆者が面談を強く希望していた一人にトウズムハメードフがいた。だが、そのときは縁がなかった。国家と法研究所の秘書から連絡先をもらい、ようやく面談の約束を帰国二日前にとりつけたものの、約束の時間から四時間立っても彼は現れなかったからである（ずっと廊下で待つ筆者に、他の研究員が「東洋人」は時間感覚が違うからと「慰め」をくれた）。翌九四年九月一五日午後四時、今度は定刻に現れた彼に対し、筆者には確かめたいある一つのことがあった。それは、かつて彼がある著作で展開した立論の「真

意」についてである。

ライス・アブドゥルハコヴィチ・トゥズムハメードフ、一九二六年セミパラチンスクに生れ、五四年に国際関係大学を卒業した後、クリロフ (B.C. Криво) の指導下、二一年のソ連・イラン条約の研究に手がけ、国際法における「東方」研究の基礎をつくったとされる彼は、ウズベク人として「民族主権」の問題に生涯をかけて取り組み、現在CIS諸国やアジア諸国との国際法協力の組織づくりに邁進している人物である。

「民族主権」は、ソ連の論争史でいえば従来、「民族自決権」として表現された内容を総括した比較的に新しい概念といえよう。それは筆者のいう「第一次国家主権論争」を通じて「国家主権の定義」が学界で確立する過程のなかで登場したものであり、五〇年代半ば、アジア・アフリカ諸国の活動が活発化し、フルシチョフが「反帝国主義」「民族解放勢力」に目を向け、積極的に支援を行う路線をとったことが背景にある。かかる政策を正当化する「説明原理」が「民族自決権」の擁護であり、戦後ソ連による一連の「国家主権」を擁護する「カンパニア」と重なって、「民族主権」なる概念として提起され

たのである。⁽²⁶⁾

この種の立論が「制限されないもの」という「国家主権」の定義を「民族主権」と重ね合わせようとするコロヴィンの立論に端を発し、「世界の諸人民（民族）」の力を軽視しているとトゥンキン「合意理論」を批判するザドロージヌイらに継承され、主流とはいえないにしても、一つの潮流を形成したことは一部紹介した。旧稿「戦後ソ連の国家主権論争」で整理したように、五〇年代の学界の総括は「主権」を「民族自決権」と「国家主権」の両義において理解しようとする試みを戒める一方で、「民族自決権」と「国家主権」の関係をどう位置づけるかという問題を今後の課題として積み残していた。⁽²⁷⁾そして、この課題に本格的に答えようとしたのがトゥズムハメードフが六三年に刊行した著作『民族主権』であった。

トゥズムハメードフは、モジョリヤーン (I.A. Мозжорин) らの「民族自決」、もしくは「国家主権」をめぐる議論を整理し、「民族自決権」を「民族主権」の根幹においた。彼の言う「民族自決」は「独立した国家の分離及び形成にいたるまで」の政治的な「民族自決」を意味していた。だが、彼の提起し

た「民族主権」の概念自体はより広く、かかる自決の権利のみならず、経済的な独立あるいは固有の文化を発展させる権利なども包含している。

「民族主権」とは、社会政治体制の自由な選択に対する、保全された民族の領土及び経済的独立に対する、民族（人民）の慣習、文化、民族的尊厳及び品位に対する、また他の諸民族及び諸人民との完全な同権に対する民族（人民）の主権的諸権利、さらに広範な諸人民大衆の諸利益における社会進歩の途上での真の民主主義の諸条件において、全世界の平和の確立、諸人民の友好と接近のために行使され、保障される他の諸権利の総体である」²⁸。

彼はこう整理するとさらに議論を進め、「民族主権」は「国家主権」と同様、決して奪われることがなく、制限されることのない、「民族の特性」であると主張した。トゥズムハメードフによれば、「民族主権」は「単一の領域で生活し、またあれこれの民族的共通性で結合されている人民の客観的な太古からの固有な特性」であり、「自らの運命の決定における民族

的に結合した人民の最高性」であった。⁽²⁹⁾

前述したようにかかる立論は、一人トゥズムハメードフに限るものではない。ウシャコフも同じ六三年に著された『現代国際法における主権』の中で、「国家主権」が「自らの領域における最高性」及び「国家諸関係における独立性」という「特性」を意味するという国際法上の主権の定義を説くことから議論を起こし、「民族主権」もそれにならった定義が与えられるべきだとしている。⁽³⁰⁾ 実際、ウシャコフはアラブ諸国が主権をもつのは、アラブ人民（民族）自体が「主権」をもつからだと今回の取材中も力説していた。

トウンキンら主流派の論議と一線を画すとはいえ、国際法学の範囲でみる限り、それほど問題視されるとも思えないこの種の立論であるが、党から厳しい批判を受けることになった。党中央委員会に務めるシェフツォフ (B. G. Shevurov) が、突如として論壇に現れ、トゥズムハメードフらの議論に激しい非難を浴びせ始めた。彼は、まず「民族主権」を「国家主権」の概念になぞらえて「特性」として論じようとする主張を一蹴すると、七三年の『ソビエト国家と法』誌のなかで、何人かの国内法学者の主張を引き、かかる見解を具体的な歴

史的社会的状況を無視して民族を位置づけるものとして以下のように激しく批判した。

「民族」概念自体、「主権」とは不可分のものではなく、非主権的、つまり主権を持たない民族が存在し得る。「民族主権」と国家主権は異なる現象であり、国家主権は国家権力の特性を性格付け、国家及び国家諸機関の現実の活動において現れる一方、民族主権は民族の全権であるが、民族の特性とか標識ではない」。民族主権を「民族の特性」とよむことは、多民族国家における「民族の最高性」を主張することにつながり、そのような理解は民族の「主権的平等」と両立しない。こう論難した彼は、このようなアプローチが、「超歴史的・超階級的なもの」であり、「マルクス主義からの逸脱」であると結んでいる。⁽³¹⁾

この「論争」自体に関しては旧稿のなかで整理したので、これ以上、繰り返さない。だがトゥズムハメードフが国際法上の「民族主権」で掲げた主張は、ここで明らかにソ連邦の下における「民族主権の行使」という観点から非難を受けている。では、トゥズムハメードフ本人は、当時この著作に、連邦制下においても「民族主権」の擁護を目指すという「真

意」を本当に込めていたのであろうか。

彼に「民族主権」を書きたいきざつを尋ね、この一見国際法上の「民族主権」の擁護を主張した著作が、ソ連邦内の「民族主権」も念頭に置いていたかと質問した筆者に対して、片言の日本語を並べ友好的な姿勢の強い彼は躊躇することなく、「その通り、私はウズベク人だ」と返答した。確かに、九一年の国家と法研究所のラウンド・テーブルで彼が連邦内の「民族主権」を擁護し、「すべての国家主権を放棄せよ。国家主権こそが諸人民の主権を官僚的に剝奪したものである」と主張したことを思いおこせば、この発言の信憑性は高い。⁽³²⁾

にもかかわらず、筆者にはある種のこだわりが残って止まない。筆者は同時に彼が「ソ連においていかに民族問題が解決されたか」を対外的にアピールした著作を知っているからである。⁽³³⁾確かに、彼の立論がシェフツォフからの執拗な非難を受けたことにより、少なくとも客観的には、それが連邦内の「民族主権」の擁護につながる「危険な方向性」を持ち得ていたこと（あるいは党中央にそのように理解され得る要素を含んでいたという事実）自体の妥当性は動かない。とはいえ、ウセンコとの取材でも明らかになったように、彼の主

張が果たした客観的な役割と彼自身が本当に、そういう意図を込めていたかは全く別の問題だからである。

現地点からみれば、当時の著作にかかる意図が本当に込められていたとするならば、トゥズムハメードフの理論活動歴においてそれは「負」の評価にはなるまい。従って、取材を通じて本人の言を引きだしただけでは、それが「本心」であったかどうかという最終的な評価を下すわけにはいかないのである。

四 「異端」の実像 ―プリシチェンコの「孤立」

トゥズムハメードフへの取材で浮かんだインタビューの「検証性」に関する疑念は、他の質問項目に移るにつれて益々深まった。設問6におけるヴィシンスキーの「レーヴィン批判カンパニア」に対する彼らの受けとめ方は、全く人それぞれであった。プリシチェンコ (И.П. Прищеченко) やトゥズムハメードフらがこの「論争」を「忘まわしい」とか「真理の探究からはほど遠い」と一蹴する一方で、コロソフはそれを基本的に「学術的性格」を有したものとし、政治的影響は

アメリカのそれを越えるものではないと答えている。また、ソコロフ (B.A. Sokolov) やウセンコは「レーヴィン批判」を「コスモポリタニズム批判」とはあまり関係ないとしている。

だが、議論が起きた地点でのこれまた当事者たちの「本心」や「主観」とは別にレーヴィンへの批判が客観的には「カンパニア」になり、「コスモポリタニズム批判」の文脈に置かれていくことは否定できない。彼らの意見が一致した唯一の点は、コロヴィンがユダヤ人でなく、ヨセフ・ダビデヴィチ・レーヴィンはユダヤ人であったという事実のみであった。「論争は政治的な性格を帯びたが、それでも私はレーヴィンを尊敬する」とだけ答えたウシャコフの言が筆者の耳には今でも残る。

取材を進めていくにつれて気づいた点は、彼らの間にある見解の相違は、この事件が四〇年前のものであるという「過去」に対する「記憶の落差」からくるものではないということである。実際、設問7と現在のことを質問した設問10・11に対する彼らの回答こそ、筆者を最も悩ませる「矛盾」に満ちたものとなった。紙上分析によるかぎり、フルシチョフ・

ドクトリンを契機に学者間の論議の「自由度」が著しく減少し（「理論的枠組」の確定）、ゴルバチョフが登場した後、特に八七年を契機としてこの「枠組」が破棄されるという経緯を否定できない。⁽³⁴⁾ 筆者がこの設問を立てたのは、このペレストロイカ期の「転換」を所与の前提とした上で、その実相に迫りたかったからに他ならない。

ところが、返答はこの所与の前提を揺るがすものとなった。老ウセンコが「自分は不自由を感じたことがない」と言い、戦後世代のシンカレツカヤ（Г.Г. Шинкарев）やヴィノグラードフ、あるいはトゥズムハメードフまでもが「少なくとも研究所内での言論の自由はペレストロイカ以前から存在し、あまり変わっていない」と答えるのに対し、ブリシチェンコは「不自由という事情はペレストロイカの後も後もあまり変わっていない」と逆の意見を言う。一方で同じトゥズムハメードフがフルシチョフ期後半の「自由度」の減少を「共產党の介入」と切って捨てれば、かかる「自由度」や学者間の「論議の相違」を見ることが自体意味がなく、ペレストロイカで「転換」がおこるまでソビエト国際法学は一貫して「一枚岩」であったと国際関係大学のソコロフやサボシコフ（Н.

В. Савачков）は主張する。ペレストロイカの時代に刷新された「平和共存」論の担い手として台頭したルカシウク（М. М. Лукашук）に至っては、「そういう時代だった」とにべもない。彼らの多くに確認できた点はペレストロイカ以後、様々な主張を紙の上で明確に表現できる「自由」が得られたという一点であった。

要するに、取材を振り返る限り、ゴルバチョフ以前の時期における「自由」やペレストロイカ期の学界動向の受けとめ方は、彼ら個々人が「体制エリート」として占めた位置によって様々であったという一般的な結論しか引き出すことができない。

従って、「転換」の実像に迫る手段は、さしあたり、この「転換」に直接関わったためばしい人物に焦点を当てる以外なかう。シンカレツカヤが言うように、ブレジネフ期においては「紙の上での自由」が制限されていたに過ぎないとするならば、「体制エリート」内の「異端」と思われる人物の実像を改めて洗い直すとともに、その主流派との関係にまで射程を広げる必要がある。

イーゴリ・ペトロヴィチ・ブリシチェンコは一九三〇年

にバクーに生まれ、五三年に國際關係大學を卒業した後、ル

ムンバ大學を本拠として活動し、國連の各種委員も歴任した著名な學者であるが、國際法學界の主流からは一貫してはな

(36)

れた立場にいた人物である。彼は、五七年に著した「國際法

と國內法」という博士候補論文のなかで、「國際法規範」を「階級」間の「一致した意思」と位置づけたように、「階級的立場」に力点をおくことで「國家主權」を輕視する立論を行つていた。⁽³⁷⁾

チェコ事件直後、彼は社會主義國家關係における「國際法の存在」を主張すると、「社會主義國家間の條約は國內で直接効力をもつ」として、ウセンコの「社會主義的國際主義」論に対し、より階級性を重視する立場から異を唱えていた。それと同時に彼は「國家關係における人間の法主体性の問題を」と研究する必要がある」とか「官庁間の合意が國際條約にもとづく限り、ソビエト法の前で優位性をもつ」など「國家主權」を中心に理論構成を行う學界主流派の立論にも疑念を提し、ペレストロイカの進展とともに、かかる論調を益々強め、「全人類の価値の優位」というスローガンの下で、ついに「世界共同体自体が國內問題に干渉する可能性」を主張す

るに至るのである。⁽³⁸⁾

彼のこのような主張が學界内で極めてユニークであつたことは旧稿「ゴルバチョフ時代の國家主權論争」で言及しているので重視を省くが、インタビューに対する彼の回答も極めて興味深いものとなつた。論争家という「先入観」にふさわしい風貌と歯切れのよい弁舌を行う彼は、主流派との長年の対立を認め「學界の大勢はペレストロイカの前後後もあまり変わっていない」と筆者の問題設定を一蹴し、ウセンコら主流派は法学をわかつておらず、ペレストロイカ以降、ヴェレシチエチン、ルカシウクラと自分たちの二派の対立が明確になつたと続けた。さらに、主流派のなかから「ペレストロイカの旗手」の一人と台頭してきたミューラソン (P.A. Murapoch) に対しては、見解の接近を認めつつも、やや政治的すぎるとコメントした。

では、彼のいう「論敵たち」の実像はいかなるものであるうか。レイン・アヴォヴィチ・ミューラソンは、一九四四年生まれ、トゥンキン、ウセンコらの指導の下、國際法と國內法の關係、主に人權問題を研究対象とし、ペレストロイカの開始と共に旧來の學界の「國家主權中心アプローチ」を厳し

く批判した一人である。紙の上の分析による限り、ソビエト国際法学界における理論上の縛りについて早くから疑念をもっていたことが推察されるが、プリシチェンコと違つてそれを公けの場で書くことはなかつた。⁽³⁹⁾彼は八九年からは国連規約人權委員となり、ソ連の人權政策の転換を国連の場でリードした人物であるが、ソ連崩壊とともに祖国エストニアの外務次官に就任した後、現在はロンドンの大学で教鞭をとつており、今回、直接取材する機会をもつことはできなかった。

このミューラソンとともに連名でしばしば「ソビエト国際法学」のペレストロイカを呼びかけた人物が、先にプリシチェンコが名指したヴェレシチェンであった。ウラデレン、ステパノヴィチ・ヴェレシチェン、一九三二年生まれ、八一年まで科学アカデミー常任委員会で務めた後、国家と法研究所の副所長に就任し、研究所の国際法部門の指導も担当してきた彼は極めて行政的に高い経歴をしている。⁽⁴¹⁾さらにトウンキンの下で八五年からソビエト国際法協会の副会長も務め、国連の各種委員会を兼任する彼は、一般理論を論じることがほとんどなかつたが、海洋法と宇宙法の権威として国

際的に有名な人物であり、九二年には来日したこともある。

筆者の訪問を副所長室で迎えたヴェレシチェンは、いかにも行政畑を歩んできた人物らしく、社交的かつ柔和な対応で筆者を迎えてくれた。だが筆者の持参した質問項目を一瞥するや、私は人の悪口は言いたくないから、このような質問には答えられないと述べ、「最も高く評価する同僚」という一見当たり障りのない設問にさえ「全ての学者を尊敬する」と応答をした。

しかたなくプリシチェンコとの取材の経緯を話し、率直に彼との関係について質問をぶつけた筆者であつたが、逆に「おまえはどう思うのか」と反問される始末となつた。だが筆者のプリシチェンコはやや「主権制限」に熱心すぎるという評を聞いた彼は、プリシチェンコがかつて「社会主義的国際法」を唱えていたことを思えば「彼には論理がない」「極端な人物だ」と厳しい論評を述べることになつた。

このヴェレシチェンコの発言をあくまでも理論的観点から整理するならば、これは国内問題に対して「外部からの介入」までを許容しかねないプリシチェンコらの一般的な「主権制限」論に対して反対を表明したものだと言つづけられよ

う。ヴェレシチェン自身は、各論での「主権制限」の可能性を受け入れるとともに、それを「主権」概念の変容、つまり「主権の自己制限」とみなしている。同じ研究所のヴィノグラドフも「環境問題における主権の制限」を提唱しているが、⁽⁴²⁾一般的な「主権制限」論には明確に反対だと返答していた。

ただ、プリシチェンコの「論理一貫性」の当非に関しては、「社会主義的国際法」の主張を「全人類的価値の優位」という文脈に置きかえて読みかえれば、「主権制限」の熱心な唱道者として彼の面目が一応保たれることに疑いはない。この置き換え自体の当否をただした筆者に対し、プリシチェンコは「社会主義的価値」は「全人類的価値」に通じると答え、現在でも自らを「社会主義者」として開陳している。もともと、彼はこの「社会主義」と「全体主義」は別の問題であると感じ加えることも忘れはしなかった。

学界内での彼に対する「評価」とは別に、現在でも自らを「社会主義者」であると明言する彼の姿勢は、ある意味で特筆に値しよう。実際、この取材を進めるにあたり、少なからぬ学者たちから好ましくない反応を得た。そんな「昔のこと」

を聞きまわって何をするつもりかという表情を露骨に示めず人、「そういう時代だった」と一言ですます人、「今後の協力」だけを話題にする人、様々な人たちがいた。

シヨスタコフに預けたアンケートを見てFAXで回答をくれた人物にトゥンキンの弟子アナトーリイ・ニコライヴィチ・タララーエフ (H.A. Tarashev) がいる。七〇年の著作では、「第三世界」⁽⁴³⁾諸国に対しても「社会主義的国際主義」が適用できると述べ、八五年にはCSC Eに関する本のなかで「大韓航空機撃墜事件」を材料に「国家主権の擁護」を強く主張していた彼は、九四年に刊行されたトゥンキン監修最後の教科書のなかで「国家主権」の一般的な制限について明言している。⁽⁴⁵⁾

さて丁寧な回答を読みすすむにつれて、筆者にはいささか感謝の念が生まれかけていた。2頁目の後半でふと目があった。

「私はあなたの質問の前半部に簡単に答えてきた。もし、我々の協力関係が、継続するなら、もちろん興味深いあなたの他の質問にも答えるし、いかなる補足情報も提供しよう。現在、私は民間法律会社のコンサルタントもやってい

る。日本でロシアに投資を考えているビジネスマンに会社を紹介して欲しいのだが⁽⁴⁶⁾。

五 「組織者」の横顔 ―ヴエレシチエチンの「役割」

旧稿「ゴルバチョフ時代の国家主権論争」を執筆して以来、筆者はソ連外交の転換とソビエト国際法学界を結び付ける人物として、学者としても評価の高い外務次官ペトロフスキー(B.Φ. Петровский)の存在を気にかけてきた。もちろん、ソ連崩壊以後、国連事務局に勤める彼自身に取材する予定を今回立てるべくもなかったが、学者たちとの面談の際にペトロフスキーについて何度か質問をした。概して、おおむねペレストロイカ期における彼の「役割」に関しては肯定的な評価を得たが、現在の彼についてはあまり色良い返答を得ることはできなかった。

筆者がペトロフスキーのことを学者たちに問いかけた理由の一つは、国連総会において彼がゴルバチョフやシェワルナゼの外交を発言や行動で体言していたことに加え、多くの国際法学者たちの主張と彼の路線が重なりあっていたからで

ある⁽⁴⁷⁾。

この観点からみれば、外交官として実務を担いつつ、同時に学者として理論活動を営む人物が果たす「組織者」としての「役割」を追うことは、ソ連外交分析において極めて有益なことだと思われる。実際、国際法学界で最も指導的役割を果たしたトゥンキン自身、オタワ、ピオンヤンなどで大使顧問を務め、外交官としての一線のキャリアをもって五二年、外務省法律部門のトップに就任した⁽⁴⁸⁾。国際法学界の現状を憂い、五七年クリロフらとともにソビエト国際法協会結成のイニシアティブをとった彼が「組織者」として果たした「役割」は、ソ連外交の「イデオロギー」を支えたことと並んで見落とせない点である。

ここで考慮しなければならない点は、一般に実務や組織を担当している人物は外部の眼にとまりにくいということである。トゥンキンでさえ、彼の理論活動に光が当てられるのは彼の国内復帰以後のことであり、同時代の分析者たちの目に彼の登場は(スターリン期の)「過去との断絶」と映っていた⁽⁴⁹⁾。さらに、彼の「合意理論」のなかに先人たちの論議の蓄積が見えたととしても、紙の上からみるかぎり、トゥン

キンが突如として「主流」の地位に躍りでたとの印象は免れ得ないのである。

筆者はこれまで自らの業績を専門領域に絞ってきたヴェレシチェンクのこのような「役割」にあまり注目を向けることはなかった。彼が八八年の第三一回国際法協会大会の報告で、「個人の国際法主体性」をまとめようと主張し、学界の「タブー」に対する「挑戦」を始めたことは旧稿でも紹介していたが、⁽⁵⁰⁾「何故、彼なのか」という点をあまり、氣にとめてはいなかった。もとより、海洋法や宇宙法の領域の学者たちが（例えば深海底や宇宙空間に関して）「人類共通の財産」などの概念を受け入れ、個別の領域において「ある種の権限の制限」を許容しかねないような立論を行っていたことは知っていたが、⁽⁵¹⁾彼らとて当時それを「国家主権そのものの制限」という方向に展開したり、「人権問題」の「国際問題化」を公式場で認めたわけではなかった。学者としてのヴェレシチェンクがかかる発想を共有していたとしても、彼が「始める」理由はここにはない。

取材を行うまで、筆者は八七年の「転換」以降、ソ連の学界で強まる「主権制限の提唱」に関して、ブリシチェンコと

ヴェレシチェンクの「距離」をある程度は意識はしていたものの、これほどまでにあるとは予想していなかった。「タブー」が破られ「主権」の「制限」と「非制限」という両極で「論争」が行われているときに、「タブー」に挑戦する側の論者たちの「相違」を（紙の上という）限られた情報のなかから十分に見いだすことは容易なことではない。実際、先の大会で、ヴェレシチェンクの「タブー」への「挑戦」を真つ先に支持したのは他ならぬブリシチェンコだったからである。⁽⁵²⁾それにより、筆者が「タブー」への「挑戦」という文脈において両者を比較的近い位置においていたことは否定できない。⁽⁵³⁾

換言すれば、筆者は「タブー」が解かれ、それが崩れる過程でかつて主流派に属していなかった人々も、学界内で一定の影響力を持ちはじめたのではないかと想定していた。旧稿は分析対象を誌上に表現された「理論転換」の次元に限定していたものの、その「転換」は「学界における対立軸の転換」と何らかのかたちで結びついたものではないかとも考えた。

だが、取材の結果、筆者が感じたものは学界を貫くある種の強い「連続性」であつた。「体制転換」に伴い、旧来の「説明

原理」に深くかわつていた人たちが一線を引かざるを得ないことは了解可能であるにしても、ブリシチェンコの「孤立」に端的に表現される学界内の「連続性」をこれほどまでに予想はしていなかった。

表向きの「理論転換」と実体の「連続性」というこの像のぶれをどのように説明できるのであるか。「連続性」に関していえば、もちろん、彼らがこれまで外交に密接に関わつてきた「体制エリート」であるという点を重視しなければならまい。実際、「体制」が変わつたとしても彼らの代わりを務め得る人材は限られており、「イデオロギー」から距離をとり、できる限り専門領域や実務の仕事をしてきた人物ほど、ここで活躍の場が多くなることに疑いの余地はない。だが、「旧体制」における「理論」的責任を直接負わずにすまない人物にしても、彼らが「イデオロギー」から無縁であつたはずはない。そこで、改めて注目したいのは、あきらかに旧「体制エリート」主流に位置するヴェレシチェンの「組織者」としての経歴である。

この問題を解くにひとつの手がかりとなるのは、近年ようやく「常識」となりはじめた（全人類の価値の優位）を始め

とした「新しい思考」自体の「イデオロギー性」であろう。ゴルバチョフ自らが「体制」内から「イデオロギー転換」を指導したことを思えば、学界主流派のなから「イデオロギー転換」を担う人物が登場しても不思議ではない。

シンカレツカヤが筆者に語つた学界内の「一定の自由」を反映してか、八六年一二月（彼女の主張の妥当性を受け入れるには「微妙な時期」ではあるが）に行われた全連邦法学者科学協力会議では「転換」以後の「多様性」がすでに散見されていた。ここでルカシウクやミューラソンは明らかに旧来の「タブー」に踏み込もうとしていた。この会議の席上、ヴェレシチェン自身は自らの専門領域に関してあたりさわりのない報告をしたに過ぎないが、「議論を進める」と称してこの報告集出版のイニシアティブをとつたは、他ならぬ彼であつた。⁽⁵⁴⁾ 国際法協会大会で「理論転換」の口火をきつたこと、その後、数度にわたつて連名「論文」を組織してこれを推進したこと、これらを併せて考えれば、ヴェレシチェンの「組織者」としての横顔が改めてクローズアップされるのである。

取材を踏まえた私見を述べるならば、学界におけるこの「転

換」は、当初、党指導部の路線転換を後景とした「組織者」ヴェレシチェチンの手からなる「批判カンパニア」としての側面を有していたと思われる。この観点から当時を読み直せば、外部の観察者にとって、紙上分析による限り「突然」の印象が強い「転換」が、学界の当事者たちにとっては画期的なものとも限らない点も納得がいこう。換言すれば、「転換」が主流派内から現れる限り、それは水面下に進んでいた（つまり、文書化できないが口頭では盛んに行われていた）「理論変容」が「公認イデオロギーの転換」とともに表面化したに過ぎないし、同時に非主流派の台頭も意味しないからである。おそらく、個々の領域で旧来の「理論」を「あまりにエタ的なアプローチ」（ミューラソン）⁽⁵⁵⁾だと感じていた人々がこの新たな「カンパニア」に応じて持論を紙の上で表現し出したというのが実体に近い。ミューラソンがヴェレシチェチンの連名「論文」に加わったのもそのような文脈での行動として位置づけ得る。

だが、この「カンパニア」は、旧来のものと全く異なる様相を帯びていった。すなわち、ペレストロイカが「自由化」を加速するにつれて、それは「旧イデオロギー」に対する「批

判カンパニア」としての効力を失い、多くの他の分野と同じように国際法学界もまた「百家争鳴」状態へと突入したのだと思われる。従って、プリシチェンコとヴェレシチェチンの関係に代表される、旧来、個々の領域にあった対立の構図が様々な領域で表面化したというのが「転換」の実相であり、外部からの観察と当事者たちの間にある「評価」のずれはこの点に由来するものと考える。⁽⁵⁶⁾

とはいえ、ペレストロイカによる「自由化」が「組織者」たちの活動に新たな可能性を与えたことも否定できない。ヴェレシチェチンと並び「新しい思考」の進展とともに活躍した人物に国際関係大学国際法学部主任ユーリー・ミハイルヴィチ・コロソフがいる。一九三四年生まれ、六〇年半ばかりから主に外務省で活躍した彼は、マスコミに関する国際法や人道法を専門に選び、CSC Eの一連の会議にも参加すると八七年までは人道及び文化協力を担当する部局の次長を務めていた。⁽⁵⁷⁾

筆者はこれまで彼の存在をほとんど意識したことはなかったが、論文執筆に力を注ぐ研究所員と異なり、外交官や大学教授という彼の経歴は「組織者」としての影響力を予想させ

る。ソビエト国際法協会の論議のなかではあまり目立つことのなかった彼であったが、ソ連の崩壊前夜に極めて精力的な組織活動を展開した。コロソフは、モスクワ国際法協会や独立国際法研究所の創設を手がけ、ペトロフスキーやヴェレシチエチンらと連携をとりながら『モスクワ国際法雑誌』（創刊時は『ソビエト国際法雑誌』¹⁰⁰）なる雑誌を九一年に創刊した。コロソフが主筆を務めるこの雑誌は、ロシア国際法学界の新たな理論形成に向けての積極的なイニシアティブを取るものであり、CISや様々な民族紛争をめぐって様々な議論が掲載されている。彼をこのような組織活動に駆り立てるもの、それは何よりも、古い世代が事態についていけなくなる一方で、新しい世代がまだ育っていないという国際法学界の「停滞」を憂いた「危機意識」である。

おわりに —取材の射程—

あらためて断るまでもなく、本稿は極めて限られた時間の下で特定の対象を題材として行われた取材に対する筆者の「主観的な」報告である。ペテルブルグやカザンなどに拠を

かまえる学界を代表する他の人物たちの動向に関してのみならず、モスクワにおいてできえ取材が実現したのは、筆者が注目してきた何人かの国際法学者に過ぎない。さらに、筆者の不確かなロシア語力では微妙なニュアンスの差など到底聞き取れなかったであろうし、まして、不慣れな一回めは録音をとることもせず、文書での回収にこだわったために（多くの場合、紙の上での回答を得ることはできなかった）本人に直接会えたにもかかわらず、十分に情報を引き出せたとはいえない。この意味で本論はソビエト国際法学界を中心とした「体制エリート」たちの「肖像」の一部を拾い上げたにすぎない。

にもかかわらず、この二回の取材は、これまで紙の上の分析だけでは到底、見通すことのできなかった多くの知見を筆者にもたらしてくれた。取材という方法論上の限界と危うさを強く意識させられる一方で、紙の上での分析からは知ることのできない人々の存在、人間関係、そして一人一人の生きざまにじかに触れることができた。

確かに人の話を引き出し、客観的にそれを位置づけるという作業はたやすいことではない。取材者が知らないことを相

手から聞きとることは到底できないし、逆に取材者が知っているがゆえに回答の「客観性」を歪めることもあり得る。さらには一人一人の事情に通じたゆえに筆が鈍ることも少なくない。だが、筆者の今回の調査がこれまでの仕事の検証と修正を主目的にしているかぎり、彼らに対する「突き放した姿勢」を変えることもできなかった。

本論の狙いは、決して彼ら個々人の「過去」に対する「糾弾」にあるわけではない。とはいえ、理論が現実のなかで果たした客観的な結果を考えれば「免責」できないこともあるし、時代時代の言動に対する学者としての「責任」はやはり個々のものが具体的に背負うしかあるまい。ソ連時代に「体制エリート」であつた彼らの多くが、今なおそのままロシアの「体制エリート」にとどまっていることをみるにつけ、「革命」とまで称された「ペレストロイカ」がどれほどの「変革」であつたのかを自問する必要がある。外交の領域において特にこの「連続性」が顕著であることを見て、ソビエト国際法学界の「転換」の実像を今一度取り上げることが急務であるとも考えた。

恐らく、取材という方法がソ連外交分析において有益性を

もつのは、彼らの紙上での発言の「真意」を問いたすことよりも、むしろ紙上に現れない論議や人々の存在を探り出すことにあり、なかでも理論と実務にかかわる「組織者」たちの役割に光を当て得ることにあろう。外部から政治指導者の論議を紙の上でいうこと自体は難しいことではない。紙の上で表現される以上、学者たちの動向を知ることさほど困難ではない。だが、政治指導者たちのブレンたる学者集団、そして彼らの関係や役割を知ることが紙の上での追跡による限り、制約が少なくない。取材という方法は、「紙の上での自由」を奪われていた（という前提を受け入れれば）ブレジネフ時代の「体制内エリート」研究を進めるに特に有効性を發揮すると思われるが、現ロシアの外交研究にとつても意義を有することは否定できない。

取材を組織する過程で実感したのは、日本の国際法学者や外交官もまたロシアの国際法学者たちと少なからぬ「つながり」をもっていることである。コロソフは、日本外務省からモスクワ国際法協会にあてた、国連機関での投票依頼の手紙を筆者に見せてくれた。だが、「つながり」は主に国際機構を舞台とした「一般的な範疇」にとどまっている。ヴェレエ

シチエチンが来日した際、同行したある日本の国際法学者は、彼がそんな重要人物だとは知らなかったと後に筆者に述べた。個々の専門家がこのような「つながり」をもとに「それぞれの内情」を聞き込めるようになるならば、ロシア外交に対する情勢取捨力も飛躍的に成果をあげることになろう。これは、ロシアにおいてある特定の人物にのみ情報源が集中しがちなわが国の研究状況に対する筆者なりの自戒である。

さて九三年の夏、帰国した筆者宛にトウンキンの死を告げるコロソフからの手紙が届いていた。筆者は、そのとき、彼がモジョリヤーン、コジェヴニコフらとの面談は彼らの高齢ゆえに難しいと述べ、トウンキンが療養所にいると教えてくれたことを思い起こした。夏が終われば戻ってくるというシヨスタコフの言を頼りに託したアンケートがトウンキンの手元に届いたのかどうかは定かでない。トウンキンの死は確かに「ソビエト国際法」の終焉を象徴している。だが、それが彼らの「転換」を意味するわけではない。

注

- (1) 塩川伸明『社会主義とは何だったか』勁草書房、一九九四年、六―四六頁を参照。
- (2) 例えば、斉藤久美子「ロシアにおける研究情報」『日ソ経済調査資料』第七三七号、一九九三年、二―八頁
- (3) 岩下明裕「戦後ソ連の国家主権論争―『制限主権』と連邦制問題―」『九大法学』第六〇号、一九九〇年、一一四―一三〇頁。
- (4) 岩下明裕「戦後ソビエト対外政策の一展開―フルシチョフ期における理課的枠組の形成と確定―」『政治研究』第三七号、一九九〇年、七六―七八頁、八五―八六頁。
- (5) 同右、九三―九七頁。
- (6) 岩下明裕「ゴルバチョフ時代の国家主権論争―国際法理論の転換を中心に―」『政治研究』第三九号、一九九二年、六四―七〇頁。
- (7) 同右、六八―七〇頁。
- (8) 岩下「戦後ソビエト対外政策の一局開」七一頁。
- (9) Международное право, Е.А. Коровин сост., М., 1951, стр.593.
- (10) А.Я. Вышинский. Некоторые вопросы науки советского права, «Советское государство и право», 1953, №4, стр.12.
- (11) За высокий идейный уровень юридической литературы, «Большевик», 1952, №7, стр.70.
- (12) 例えば、中西治「ソ連における新路線・スターリン批判

の形成過程——一九五二年——一九五六年——『歴史学研究』第四七七号、一九八〇年、三頁以下を参照。

- (13) Г.П. Задорожний. Мирное сосуществование двух систем как важнейшая проблема современного права (автореферат диссертации на соискание ученой степени доктора юридических наук по специальности "Международного права"), М., 1952, стр.1, 36—38.
- (14) Г.П. Задорожний. Мирное сосуществование и международное право, М., 1964, стр.40—42.
- (15) 金谷九『蘇聯國際法理論研究』一社社、ソウル、一九七九年、二二—二七頁。
- (16) Н.А. Ушаков. Суверенитет в современном международном праве, М., 1963, стр.196—200.
- (17) См., Е.Т. Усенко. Основные международно-правовые принципы борьбы СССР за мир (автореферат диссертации на соискание ученой степени кандидата юридических наук), М., 1954.
- (18) 岩下前掲論文、九〇—九一頁。
- (19) «Московский журнал международного права», 1992, №1, стр.160—161. См., Е.Т. Усенко. Международно-правовые формы регулирования экономических взаимоотношений социалистических государств: теории и практика (автореферат диссертации на соискание ученой степени доктора юридических наук), М., 1964.
- (20) 上垣彰「コンメンコ四〇年」高田和夫編『コンメンコローカ

—ソ連・東欧圏の歴史と現在—九州大学出版会、一九九一年、八三頁。

- (21) 野々村二雄「コメンコ体制—社会主義的国際経済協力の研究—」岩波書店、一九七五年、九—一七頁。
- (22) 松井弘明「ソ連の国防と東欧」勁草書房、一九八七年、九—一九三頁。
- (23) 同右、二〇八—二二頁。上垣彰「ルーマニア経済体制の研究——一九四四年——一九八九年——」東京大学出版会、一九九五年、一四七—一四八頁などを参照。
- (24) 岩下前掲論文、五七頁を参照。
- (25) «Московский журнал международного права», 1992, №4, стр.135—137.
- (26) 岩下「戦後ソ連の国家主権論争」一四九—一五〇頁。
- (27) 同右。
- (28) Р.А. Тузмухамедов. Национальный суверенитет, М., 1963, стр.52—59.
- (29) 岩下前掲論文、一五〇頁。
- (30) Н.А. Ушаков. Указ. соч., стр.65—67.
- (31) В.С. Шевцов. Национальный суверенитет: содержание и политико-правовое значение, «Советское государство и право», 1973, №12, стр.12.
- (32) «Круглый стол» журнала «Советское государство и право», «Советское государство и право», 1991, №5, стр.27.
- (33) See, R.A. Tuzmamedov, *How the National Question was Solved in Soviet Central Asia (A Reply to*

- Falsifiers*), Moscow, 1973, pp.187-189.
- (34) 若下「コルパチョフ時代の国家主権論争」五四一五七、六四一七〇頁。
- (35) 同右、六六、七〇頁。
- (36) «Московский журнал международного права», 1993, №1, стр.160-161.
- (37) См., И.П. Блищенко. Международное и национальное право (автореферат диссертации на соискание ученой степени кандидата юридических наук), М., 1957.
- (38) 若下前掲論文、六三、六八頁。
- (39) 同右、六四頁。
- (40) この部分の記述は国連規約人權委員会のリポートへの回覧、安藤仁介氏(京大法学部教授)によるコメントである。
- (41) «Советский журнал международного права», 1991, №3-4, стр.97-98.
- (42) S. Vinogradov, "International Environmental Security: The Concept and its Implementation", A. Carty-G. Danilenko (eds), *Perestroika and International Law*, Edinburgh, 1990, pp.203-205.
- (43) A.N.Talalaev, V.I. Lenin and International Law (The Fundamental Principles of Relations between States with Differing social Systems), Moscow, 1970, p. 14.
- (44) A.N.Talalaev. Хельсинки: принципы и реальности,

- М., 1985, стр.24-29.
- (45) Международное право, Г.И. Тункин сост., М., 1994, стр.87.
- (46) Консультационно-исследовательское бюро "Легист" - 117420, Москва, ул. Наместкина, д.14, корп.1, Тел. (095) 332-04-98. Факс (095)331-37-16.
- (47) 若下前掲論文、六九頁。
- (48) See, A. Brown (ed.), *The Soviet Union: A Biographical Dictionary*, London, 1990, p.402; См., «Советский журнал международного права», 1991, №3-4, стр. 104-105.
- (49) J.N. Hazard, *Renewed Emphasis upon a Socialist International Law*, *American Journal of International Law*, Vol.65, 1971, p.144.
- (50) 若下前掲論文、六四頁。
- (51) See, R.D. Crane, *Soviet Attitude toward International Space Law*, *American Journal of International Law*, Vol.56, 1962, p.691. 林田宣「ソ連の海洋法政策」西村・中沢編『現代ソ連の政治と外交』日本国際問題研究所、一九七八年、三六七、三八二頁を参照。
- (52) «Советский ежегодник международного права 1988», М., 1989, стр.261-265.
- (53) 若下前掲論文、六四、六七-七〇頁。
- (54) См., Всеобъемлющая система международной безопасности и международное право, В.С. Верещетин сост.,

M., 1987.

(5) P.A. Mullerson, "The International Protection of Human Rights and the Domestic Jurisdiction of States", Carty-Danilenko (eds.), *op. cit.*, pp.62-70.

(9) 学界がかかえる問題点の指摘に関しては、松井芳郎『ソビエト国際法』の終焉』『名古屋大学法政論集』第一五七号、一九九四年、五五—五六頁も参照。

(5) «Московский журнал международного права», 1993, №4, стр.120—121.